○東北地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
弘前市大字石川字平岡一二六番一から平川市大字大坊竹原無番まで	前	二二・四三〜七一・〇〇メートル
	後	二三・〇八〜七一・〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	弘前市大字石川字平岡一二六番一から平川市大坊竹原無番まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十八日

○関東地方整備局告示第四百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県上水内郡飯綱町大字古町字前田一二四六番二から同町大字古町字宮浦一三〇三番一まで	前	一三・〇〇〜二四・五〇メートル
	後	一五・三〇〜三八・六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第四百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	さくら市蒲須坂字十三人八八番二から同市蒲須坂字東原一一〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十八日

○関東地方整備局告示第四百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
那須塩原市大原間字久保内二七三番七から同市東小屋字後山四四六番一まで	前	一〇〇・〇〇〜三二・〇〇メートル
	後	一〇〇・〇〇〜三二・〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	BA 八・〇〇〜九五・〇〇メートル 二六・〇〇〜五三一・〇〇 八四・六二一 八〇・三五五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・〇〇〜九五・〇〇メートル 二六・〇〇〜五三一・〇〇 八四・六二一 八〇・三五五	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所